

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部改正について
藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を次のように改正する。

2021 年（令和 3 年）7 月 16 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2021 年（令和 3 年）8 月 1 日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市の組織改正に伴い、課名の変更が生じたため、組織の構成に係る規程の改正を行う必要による。

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を改正する規程

藤沢市奨学金給付審査委員会規程（平成29年藤沢市教育委員会訓令甲第3号）
の一部を次のように改正する。

第3条第4項第5号「福祉健康総務課」を「福祉総務課」に改める。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

藤沢市奨学金給付審査委員会規程(平成29年教育委員会訓令甲第3号)新旧対照表

改正後（案）	現行
○藤沢市奨学金給付審査委員会規程 平成29年3月13日 教委訓令甲第3号 （組織） 第3条 委員会は、10人以内とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。 2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。 3 副委員長は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。 4 委員は、次に掲げる者とする。 （1）神奈川県立高等学校校長 1人 （2）藤沢市立中学校長 1人 （3）福祉関係者 2人 （4）事業者代表 2人以内 （5）<u>福祉総務課長</u> （6）子育て企画課長 （略）	○藤沢市奨学金給付審査委員会規程 平成29年3月13日 教委訓令甲第3号 （組織） 第3条 委員会は、10人以内とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。 2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。 3 副委員長は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。 4 委員は、次に掲げる者とする。 （1）神奈川県立高等学校校長 1人 （2）藤沢市立中学校長 1人 （3）福祉関係者 2人 （4）事業者代表 2人以内 （5）<u>福祉健康総務課長</u> （6）子育て企画課長 （略）

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。